

『H25年度税制改正大綱（6） 受取利子課税』

今回の改正では、一般公社債等の利子等では20%の源泉分離課税を維持するものの、同族会社が発行し、その会社の役員等が受け取る社債の利子については総合課税の対象とされることになった。

この一般公社債等には、中小法人が発行する少数私募債が含まれる。これは50人未満の縁故者を対象に簡便な手続きで発行できる社債で、償還期間や利率を自由に設定できる。現行では同私募債への利子は一律20%（所得税15%、住民税5%）の源泉分離課税。一方で法人の経営者や役員が会社に貸付を行った場合、貸付に対する利子は総合課税になるため、給与収入が多ければ税率は最高で50%に達する。こうした有利不利が生じていた現状では、その必要性の有無に関わらず高めの利率で同私募債を発行し、経営者本人や役員が引受人になるケースが指摘されるようになっていた。一部では役員給与を減額し、減額分を同私募債の利子として受け取ることを節税策として推奨する動きもある。

今回の改正によって課税のバランスが図られ、また節税を目的としたお手盛りの私募債発行にブレーキがかかることとなる。社債の発行時期等に関係なく、28年1月以降に支払いを受ける利子から適用される予定。

『借換保証と経営支援型貸付 中小企業の資金繰り支援』

円高・デフレ等の影響で資金繰りに困難を来している中小企業・小規模事業者等を対象とした支援策として、中小企業庁は引き続き信用保証協会による「借換保証」等を推進するとともに、日本政策金融公庫等による「経営支援を前提としたセーフティネット貸付」を新設、「資本性劣後ローン」を拡充することにした。



新設・拡充した制度などの概要は次の通り。対象となるのは基本的に設備資金および運転資金。

【借換保証】経営力強化保証を中心としたものと単なる保証から成る。前者は、認定支援機関の力を借りながら経営改善に取り組む場合に、信用力に応じた保証料率からおおむね0.2%引き下げられる。認定支援機関等の経営支援も受けられる。後者は、複数の債権（債務）を一本化し、返済ペースを見直す。月々の返済負担が軽減され、新たに据置期間を設けることも可能になった。【経営支援型セーフティネット貸付（経営環境変化対応資金）】認定支援機関等の経営支援を受けることが条件。貸付限度額は中小企業事業が7.2億円、国民生活事業が4,800万円。期間は設備資金が15年以内、長期運転資金が8年以内。金利は基準利率。3月1日現在、中小企業事業で1.45%、国民生活事業で1.95%。場合によっては優遇金利も適用される。